



NEUBERGER BERMAN

環境、社会、ガバナンス(ESG)ポリシー

2024年1月

NEUBERGER	BERMAN
-----------	--------



会社概要

ニューバーガー・バーマンは1939年に創業し、従業員が自社株式を100%保有するプライベート経営の独立系運用会社です。株式、債券、マルチアセット、プライベート・エクイティ、不動産等の多岐にわたる運用戦略を、世界中の機関投資家や個人投資家、アドバイザー等にご提供しています。ニューバーガー・バーマンの投資哲学は、アクティブ運用、エンゲージメント、環境、社会、ガバナンス(ESG)に関する業界トップクラスの研究を含むファンダメンタルズ・リサーチに基づいています。2020年には、PRIリーダーズ・グループに選出されました。これは、PRIがESGの実践において卓越した実績をあげている署名機関を選定するもので、選定されたのは署名資産運用会社のわずか1%未満です。世界26カ国に拠点を構え、多様性に富んだチームは2,800名を超えるプロフェッショナルを擁しています。また、米国のPensions & Investment誌より、1,000名以上の従業員を有する企業部門において、「働きやすい運用会社」として10年連続で1位もしくは2位に選出されています。2023年12月31日時点における当社の運用資産残高は4,630億ドルです。詳細については、当社ウェブサイト(www.nb.com/japan)をご覧ください。

記載がない限り、2023年12月末時点。当社グループの情報については、ニューバーガー・バーマン・グループLLCの関係会社に関するデータを集計したものです。巻末の留意事項もご確認ください。

1 | ESG投資哲学

ニューバーガー・バーマンは、1939年の創業以来、お客様に長期的に優れた運用パフォーマンスを提供することを追求し、お客様の投資目的の達成を支援してきました。また、一部のお客様にとっては、投資を通じて創出する成果は運用パフォーマンスと同様に重要な考慮事項であることも理解しています。

1940年代初頭に「ネガティブ・スクリーニング」を開始し、1989年に「米国株式サステナブルチーム」を立ち上げるなど、当社はお客様とのパートナーシップのもと、お客様が重視する成果を導く革新的な運用ソリューションの提供において、最前線に立ち続けています。

今日、当社は、ESGファクターの財務的重要性の判断は、他のあらゆる要素の財務的重要性の判断と同様に、特定の資産クラス、投資目的、各投資戦略の投資スタイルに適した方法で組み入れられるべきであるという信念に基づき、新たな取り組みを続けています。投資プロセスにおける財務的に重要なESGファクターの考慮は、投資リターンの向上やリスクの低減に寄与する可能性があります。また、当社のインパクト投資をはじめとする成果重視の投資戦略は、人々の生活や地球環境にポジティブなインパクトをもたらすと確信しています。

当社は、環境、社会、ガバナンス (ESG) に関する重要なファクターは、投資機会の創出とリスク管理の観点から、長期の投資リターンに寄与すると考えています。また、ポートフォリオに与える影響は、運用パフォーマンスと同様に、多くの投資家にとって考慮すべき重要な要素であると考えています。



2 | スコープ

当ESGポリシーは、ニューバーガー・バーマンのESGプロダクト委員会が承認した全ての投資プラットフォーム（株式、債券、プライベート・マーケットを含む）に適用されます。当ESGポリシーは、様々な程度でESGの組み入れを重視するお客様に対して、ESGファクターを当社の投資運用に組み入れるアプローチの大枠を示すことを目的としています。ポートフォリオ・マネージャーが適用するESG組み入れの具体的なアプローチは、投資戦略の目的、資産クラス、投資期間に加え、ポートフォリオ・マネージャーが活用する特定のリサーチやポートフォリオ構築、投資哲学、投資プロセスといった複数の要素により異なります。当社の投資プロフェッショナルによるESGファクターの活用方法に関する追加情報は、ESGファクターを組み入れた投資戦略やファンドのご提案資料などにおいてご確認いただけます。また、お客様の投資における目標や価値観に応じて、ポートフォリオをカスタマイズすることも可能です。

3 | 監督機能

当社のESG委員会（以下、「委員会」）は、当ESGポリシーを年次で見直し、必要に応じて修正する責務を担っています。委員会は、ESGおよびインパクト投資グローバル責任者が議長を務め、株式部門の最高投資責任者、株式、債券、プライベート・エクイティ各部門の代表者を含む全資産クラスのシニア投資プロフェッショナルで構成されています。また同委員会には、リスク管理部門、法務コンプライアンス部門、マーケティング部門、クライアント・サービス部門のシニア・プロフェッショナルも名を連ねています。

当社のESG投資チームはESG関連の業務に特化し、ポートフォリオ・マネージャー、各最高投資責任者、最高経営責任者と協議の上、委員会と連携し、当社のESG戦略を策定する責務を担っています。またESG投資戦略および当ESGポリシーは、年次で当社から選出されたリーダーおよび4名の独立社外取締役で構成される取締役会が見直します。取締役会は、当社の企業文化を向上させながら、進化を遂げる市場を通じた投資戦略とお客様とのパートナーシップの効果的な発展に取り組んでいます。

委員会の広範な責務の一部として、以下の項目が挙げられます。

- 年1回以上実施される、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に関する全社的な取り組みの見直しを承認
- ESGファクターまたは社会・環境に与えるインパクト目標を投資プロセスの一環として正式に組み入れる新たな投資戦略の承認
- ESGファクターまたは社会・環境に与えるインパクト目標を投資プロセスの一環として正式に組み入れた既存の投資戦略におけるESG関連事項のモニタリング
- ESGファクターを組み入れた投資戦略について、全社的な投資分析と投資判断におけるESGファクターの組み入れを強化するプロセスの支援
- 株式および債券の発行体に対するエンゲージメントの支援、議決権行使ポリシーの見直し
- ESG関連の問題や動向に関するリサーチや分析、インサイトの社内共有、お客様の関心に応じたESGソートリーダーシップ制作の促進
- お客様および同業他社と連携したESG投資の普及および実践を目指す啓蒙活動の支援
- 新たに生じる地域的な規制やその変化への対応支援²
- 国連の責任投資原則（PRI）をはじめとした第三者機関に対する当社のESG投資活動の報告の監督
- お客様の声に傾聴し、進化するESG関連のニーズと目標の予測

² EUのサステナブルファイナンス開示規則（SFDR）等sector（SFDR）。

ESG委員会は、投資戦略に「ESGインテグレーション認定」を与える権限を、ESGプロダクト委員会に委任しています。ESGプロダクト委員会は、ポートフォリオ・マネージャーが証券分析および投資判断に財務的に重要なESGファクターを明示的に組み入れているかどうかを判断するとともに³、対象戦略等について、EUのサステナブルファイナンス開示規則(SFDR)⁴に準拠した分類を決定する役割も担っています。また、様々な管理部門が行うポートフォリオ・マネージャーのESGファクター適用を検証する定期モニタリングに加えて、ESGプロダクト監督委員会はサステナブル投資戦略およびインパクト投資戦略、またSFDRの第8条または第9条に分類された投資戦略の年次レビューを実施します。

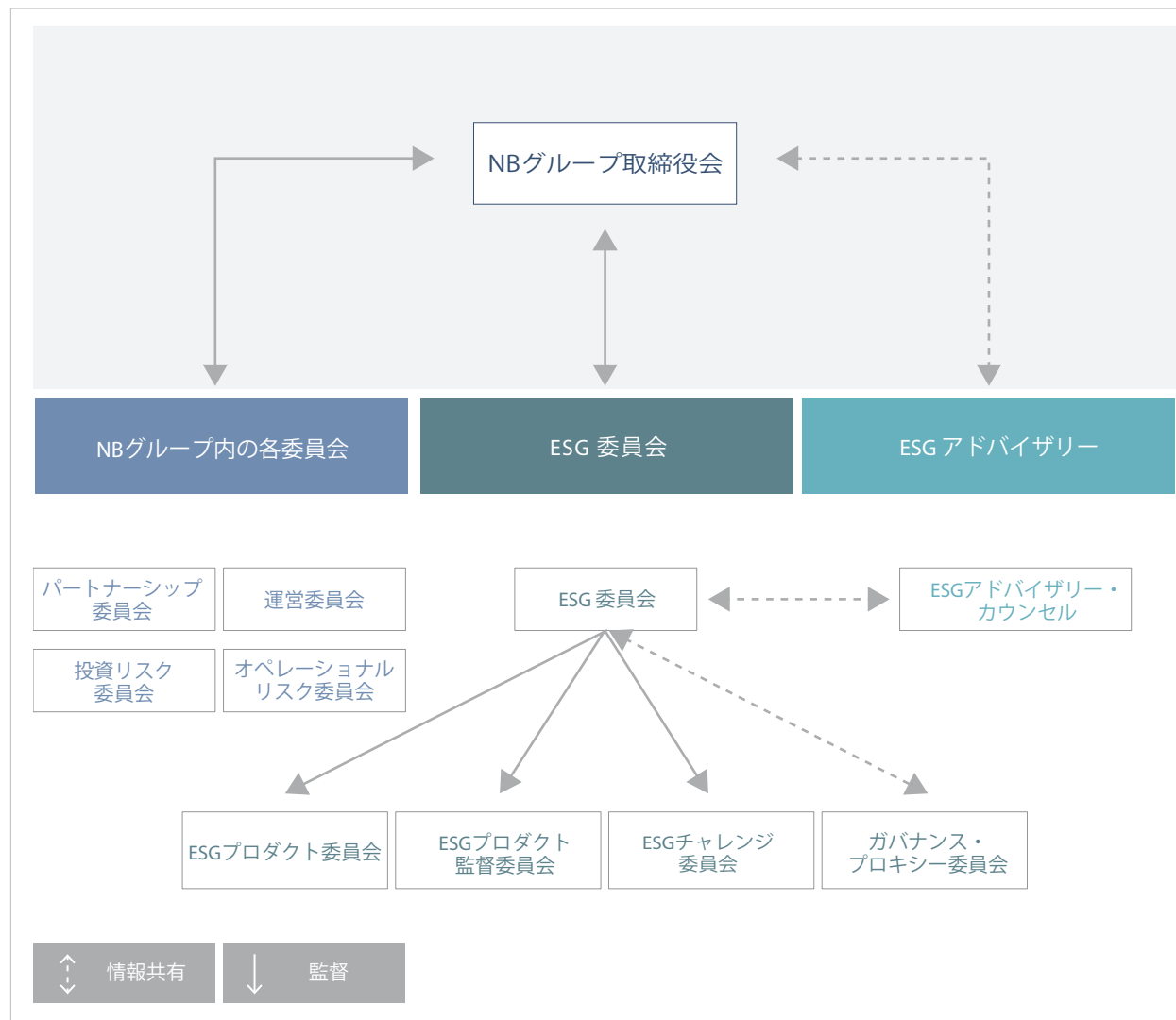
ニューバーガー・バーマンの主要なESG関連の委員会

委員会	メンバーシップ	責務・業務
ESG委員会	- ESGおよびインパクト投資グローバル責任者が議長を務める - 株式部門最高投資責任者をはじめとする全資産クラスのシニア投資プロフェッショナル(株式、債券、プライベート・エクイティ)および代表者で構成される - クライアント・サービス部門、リスク管理部門、法務コンプライアンス部門、マーケティング部門のシニア・プロフェッショナルも含まれる	全社的なESG投資の取り組みを監督する 必要に応じてESGポリシーの見直しや修正を実施するとともに、ESG関連の問題や動向に関するリサーチを資産クラス横断的に共有し、全社的にエンゲージメントの深化やESG関連のトピックの啓蒙を行う
ESGプロダクト委員会	- ESGおよびインパクト投資グローバル責任者が議長を務める - 株式部門最高投資責任者も参加	新ESG戦略に対し、商品および投資レベルでESGへの取り組みを評価する
ESGプロダクト監督委員会(EPOC)	- ビジネスリスク管理責任者およびEMEA・アジアの投資リスク管理責任者が共同議長を務める - ESGおよびインパクト投資グローバル責任者、プロダクト開発責任者、支援管理部門(コンプライアンス、法務、マーケティング、リスク管理)のシニアリーダーも参加	既存ESG戦略に対し、商品および投資レベルでESGへの取り組みを評価する
ESGチャレンジ委員会	ESG委員会から選出されたメンバーが参加	投資対象除外ポリシー違反と特定された投資銘柄に対する投資チームからの申し立てについて、重要な検討と決定を行う
ガバナンス・プロキシ委員会	- 社長兼株式部門最高投資責任者が議長を務める - 株式部門のシニア投資プロフェッショナルで構成	NB Votes(議決権行使判断の事前開示)の取り組みを含む、全社的な議決権行使ガイドラインやその手続きを監督する
ESGアドバイザリー・カウンセル	ESG分野の著名な外部識者で構成	学術界、非営利セクター、機関投資家による最新の知見を結集し、インパクト投資とサステナビリティ関連のトピックの今後についてガイダンスを提供するとともに、当社自身の取り組みをさらに進める

³ ESGの考慮は、全ての証券タイプおよび投資戦略の分析、ならびに全てのお客様に組み入れられているものではありません。

⁴ "SFDR"とは、「金融サービス分野におけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日の欧州議会および理事会の規則(EU) 2019/2088」です。

ニューバーガー・バーマンのESGガバナンス体制の概観



4 | ESGファクターに関する広範な見識

アクティブ運用マネージャーである当社は、財務的に重要なESGファクターは、投資機会の創出とリスク低減の双方の観点から、長期的な投資リターンを創出する重要な要素であるという長年の信念を有しています。したがって、当社はお客様の資産の運用において、財務的に重要なESGファクターを投資プロセスに組み入れるなど、包括的なアプローチをとっています。

特定の環境的または社会的なファクターの考慮はそれぞれの投資戦略によって異なりますが、以下に挙げる項目は、投資プロセスの一環またはエンゲージメントにおいて、当社が発行体の評価に適用する可能性がある検討事項の抜粋例となります。

環境:

気候変動: 長期的視点を有するアクティブ運用マネージャーとして、当社は気候変動の影響と世界的なネットゼロ排出への移行が進行していることを認識しています。また、多くのお客様にとって、ポートフォリオがもたらす気候変動への影響は、投資パフォーマンスと同様にますます重要な検討事項となっていることも理解しています。このような成果重視の目的を有するお客様に対しては、気候変動がもたらすリスクや投資機会が、どのようにお客様の求めるサステナビリティの成果に寄与するかを検討しています。ネットゼロ・アセット・マネージャーズ・イニシアティブ(NZAMI)の署名機関として、当社の多くのポートフォリオ・マネージャーは、お客様のご要望に応じて、2050年またはそれ以前にネットゼロ排出を達成するという目標に沿う形で運用しています。当社は、投資分析の一環として気候変動ファクターを評価するために、TCFDの推奨に沿う形で、一部の上場株式や債券のポートフォリオを企業レベルでの移行リスクと物理的リスクをモデル化するトップダウンのシナリオ分析を実施しています。また、当社独自の「ネットゼロ・アライメント指標」を用いて個別の発行体のネットゼロ・アライメントの程度をボトムアップ分析しています。さらに、当社独自の「NB ESG Quotients」による評価や第三者機関による炭素排出データを活用し、投資先企業へのエンゲージメントにおいて役立てています。

当社のグローバルTCFDレポートは、[こちら](#)をご覧ください。

社会:

人権: 当社は、従業員、契約社員、サプライチェーン内の労働者、事業経営する地域社会において、企業が人権に与え得る影響を認識しています。国連グローバル・コンパクト原則(UNGC原則)の署名機関として、当社は、人権、労働法、環境保全、腐敗防止を尊重し、支持することを固くお約束しています。そのため、企業が同じ原則をどのように考慮しているかを評価することが重要であると考えています。つまり、労働者の権利を支持し、現地法や国際法を遵守し、事業活動を行う地域社会に還元し、当社の企業分析やエンゲージメントにより判断されるような運営の優れたサプライチェーンを有することです。この信念に基づき、当社は「ニューバーガー・パーマン・グローバル・スタンダード・ポリシー」を策定し、世界的に認知された4原則とガイドラインを組み合わせることで、人権侵害と企業行動に反する企業の特定に努めており、これには次に挙げるものが含まれます: UNGC原則、OECD多国籍企業行動指針(OECDガイドライン)、国連のビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)、国際労働基準条約(ILO条約)。SFDRなどの規制により必要な場合やお客様の指示に応じて、「ニューバーガー・パーマン・グローバル・スタンダード・ポリシー」に反する活動を行う企業が発行する証券への投資を禁じています。また、ソブリン発行体の評価には、人権に関する指標を組み入れています。

当社の「Slavery and Human Trafficking Statement」は、[こちら](#)をご覧ください。

エクイティ、インクルージョン、ダイバーシティ: 当社は、多様な人材が存在し、真の意味で公平かつ包摂的な環境があれば、企業はより優れた業績を上げることが可能だと信じています。多様性だけでは不十分です。エクイティ(公平性)、インクルージョン(包摂性)、ダイバーシティ(多様性)への強いコミットメントを有する企業は、より優れた業績と長期的な価値創造をもたらす可能性があり、また従業員を定着させ離職率を抑制することができる企業の能力は、長期的な事業戦略と強い関連性があります。そのため、財務的に重要であると判断される場合には、特定の発行体に関する分析とエンゲージメントにおいて、取締役会の多様性、従業員の多様性、従業員の定着率、ガバナンスと経営慣行、従業員の満足度およびエンゲージメントといったトピックに重点を置きます。

ガバナンス:

取締役の質と独立性: 取締役会は、経営陣の意思決定を精査し、少数株主を代表するという重要な役割を担っていることから、適切な資格と高い独立性を有し、事業に関連した経験のある多様な取締役で構成されるべきであると考えています。また、ガバナンス体制や事業慣行について、効果的なポリシーと透明性を有する質の高い取締役会は、企業の長期的な成功に不可欠であると考えています。

役員報酬: 役員報酬は、経営陣と株主の双方の利益を一致させる上で極めて重要な役割を果たしており、事業の成功と株主のリターン向上を目指して、企業のリーダーが適切に動機づけられることが必要です。したがって、当社は、各企業が状況に適し、長期的な株主価値向上へのインセンティブを有する優秀な経営幹部を惹きつけ、定着につながる報酬ポリシーの策定を期待しています。また、報酬委員会には、役員報酬と企業業績の強い関連性を策定および採用し、それを明確に説明することを期待しています。

リスク管理と説明責任: 取締役会は、企業のリスク管理プロセスを監督し、企業の説明責任を維持する上で重要な役割を果たします。これは、適切なガバナンス慣行の確保を目的とした当社の評価プロセスにおける重要な点です。取締役会は、企業の抱えるリスクを評価および管理するために、経営陣に対して積極的に関与すべきであり、企業は、長期的な戦略や資本配分の決定において、重要なリスクとその対処方法に関するコミュニケーションと報告についての透明性を確保すべきであると考えています。

5 | インテグレーション (ESGの組み入れ)

当社では、ポートフォリオ・マネージャー、プライベート市場の投資プロフェッショナル、クレジット・アナリスト、株式アナリストがESGを組み入れる責務を担っています。当社は、こうしたボトムアップのアプローチをとることにより、個々の運用チームが投資プラットフォーム全体からベスト・プラクティスを習得し、個別の戦略におけるイノベーション創出の促進につながると考えています。また、ESG投資チームは、ESGに関する専門知識を活用した支援を通じて、ESGインテグレーションのプロセスをトップダウンで強化しています。

ESGが組み入れられた全ての戦略において、各運用チームは、当社のESGインテグレーションの枠組みにある「評価」、「エンゲージメントを通じた改良」、「ポジティブ・スクリーニング」、「インパクト投資」、「ネガティブ・スクリーニング」から、各運用戦略に最適なアプローチを選択します。ポートフォリオ構築において、ポートフォリオ・マネージャーは、ESGファクターがリスクとリターンに与える影響を考慮するか(「評価」)、エンゲージメントを通じて社会的または環境的な成果の向上を追求するか(「エンゲージメントを通じた改良」)、よりベスト・イン・クラス⁵の発行体へフォーカスするか(「ポジティブ・スクリーニング」)、社会および環境に対するポジティブなインパクトを意図的に創出している企業へ投資するか(「インパクト投資」)、単に投資ユニバースから特定の企業を除外するか(「ネガティブ・スクリーニング」)を検討します。

当社は、「評価」の投資プロセスにESGファクターを組み入れるアプローチは、投資家に対するフィデューシャリー・デューティ(受託者責任)を果たす上で一貫性があると考えています。財務的に重要なESGファクターを注視することにより、他の多くの伝統的なファクターと同様に投資上の一つのインプットとして、個々の発行体が短期的または長期的に直面する可能性がある主要なリスクの特定が可能となります。また、より成果重視の投資アプローチを希望するお客様には「エンゲージメントを通じた改良」、「ポジティブ・スクリーニング」、「インパクト投資」、「ネガティブ・スクリーニング」を採用入れた戦略を提供しています。「エンゲージメントを通じた改良」、「ポジティブ・インパクト」、「インパクト投資」の各戦略は、戦略名に「トランジション」、「エンゲージメント」、「サステナブル」、「インパクト」のいずれかを使用し、お客様が選択しやすいようにしています。

さらに、投資ビークルのタイプによってカスタマイズが可能です。例えば、お客様固有の投資除外基準の採用、お客様が重視する特性の考慮、特定の種類のポジティブなインパクト創出の追求が可能です。

ニューバーガー・バーマンのESGインテグレーションの枠組み



* トランジション、サステナブル、インパクトが名称に使用される戦略には、こちらの記載に加えて、特定の除外事項、投資ポリシー、開示および報告要件など、各地域の規制要件を満たす必要がある場合があります。詳細は、各戦略の開示をご参照ください。

⁵ ESGポリシーにおける「ベスト・イン・クラス（より良い）」とは、ニューバーガー・バーマンが環境、社会、ガバナンスの各基準を満たすという点で、同業他社比でリーダー的存在であると考えられる企業を指します。

当社は、株式、債券、不動産、プライベート・マーケットなど、多様な分野にわたりESG分析を組み入れています。ESGの組み入れがない戦略⁶は、多くの場合、ESGファクターの組み入れが適さないか、ESGファクターが財務的に重要でないと考えられる戦略⁷です。

ESGが組み入れられた全ての戦略において、各運用チームはESGの組み入れ目的を達成するための最善策を定め、どのようにリターン向上やリスク低減の可能性を高めるESG分析を実施し、どのように個別証券レベルでESGファクターの分析と測定を行い、また、どのようにESGファクターがポートフォリオ構築に影響を及ぼすかを明示しています。財務的重要性の判断力を有するリサーチ・アナリストや投資プロフェッショナルは、特定の投資判断においてどのファクターが財務的重要性を有するかを判断するのに最適であると考えています。

こうした理由から、当社はESGに特化したESG専任のリサーチ・チームを編成するのではなく、リサーチ・アナリストの業務の中にESGリサーチ業務を組み入れています。これにより、運用チームはエンゲージメントやリスク調整後の期待リターンが魅力的ではなくなった場合の保有銘柄の売却など、アクティブ運用マネージャーである当社が有するあらゆる手法を最善の形で選択する責任を担っています。

当社の投資プロフェッショナルは、全社的な投資哲学に沿う形でESGを組み入れた戦略やファンドにおける資産クラス固有のESG投資哲学を策定しています。

- ・**上場株式:** 環境、社会、ガバナンスに関連する財務的に重要なファクターが、例えば、企業の将来的なマルチプル、無形資産の価値、業績などを通じて証券の評価に影響を与える可能性があると考えられる場合、そのファクターを考慮する。
- ・**コーポレート・クレジット:** 環境、社会、ガバナンスに関連する財務的に重要なファクターが、短中期のキャッシュフローやEBITDAに影響を与える可能性があると考えられる場合、そのファクターを考慮する。
- ・**米国地方債:** 環境、社会、ガバナンスに関連する財務的に重要なファクターが、地方自治体および公営企業のガバナンスの状況、労使関係、ステークホルダーとの関係、環境リスクの管理や低減に影響を及ぼすと考えられる場合、そのファクターを考慮する。
- ・**ソブリン債:** 環境、社会、ガバナンスに関連する財務的に重要なファクターが、クレジットスプレッドやデフォルトリスクに影響すると考えられる場合、そのファクターを考慮する。例えば、汚職の防止や法の支配の遵守が低下している場合や、気候変動に対する脆弱性等が高まっている場合は、リスクの増加をもたらす可能性がある。
- ・**プライベート・エクイティ:** ESGファクターが投資プロセスにどのように組み入れられているかを判断するために、ファンド間での比較が可能な方法で、スポンサーのESG組み入れのレベルを企業とファンドの双方から検討することがある。
- ・**プライベート・クレジット:** 特定の企業にとって財務的に重要と思われる業界特有のESGファクターやリード・スポンサーのESG組み入れのレベルを評価することがある。
- ・**不動産:** 環境、社会、ガバナンスのファクターが不動産会社の長期的な投資パフォーマンスに影響を及ぼす可能性があると考えられる場合、そのファクターを考慮することがある。

⁶ 当社の「ESG組み入れ」の定義は、米国証券取引委員会が「投資顧問及び投資会社のためのESG開示 (ESG Disclosures for Investment Advisers and Investment Companies)」において提案した修正案に準じています。

⁷ ヘッジ戦略に関し、当社は主に長期ポートフォリオにとって財務的に重要なESGファクターの組み入れに重点を置いています。PRIが指摘する通り、ショート・ポジションに関する責任投資の方針やアプローチは、資産運用業界全体で初期段階にあります。

サステナビリティの実現

当社には、インパクト投資戦略など、サステナビリティに関連する成果を意図的に創出し、その測定および報告を追求する投資戦略があります。2015年に採択された国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」が示す17の目標は、2030年までに最も差し迫った世界の社会的・環境的課題に対処することを目指しているため、当社がサステナブル投資戦略やインパクト投資戦略の目標を策定し、伝達する上で役立つと考えています。当社は、SDGsを一貫性があり投資可能な5つのテーマに整理しており、投資家は、製品やサービスが社会的または環境的に大きなプラスの成果をもたらす可能性を有する企業に投資し、その企業との関わりをもつことで、次に挙げるSDGsの達成に貢献できると考えています。

- ① 持続可能かつ公平な成長の促進
- ② 健康や安全性における成果の向上
- ③ ジェンダーおよび人種の平等の促進
- ④ 気候変動への対処とエネルギー転換の実現
- ⑤ 自然環境の保全

投資目的にサステナビリティに寄与する成果の意図的な創出が含まれていない場合でも、いくつかの戦略においては、お客様のご要望に応じて、投資先企業が創出する成果をモニタリングし、報告しています。

多くのお客様は、特に上記④の「気候変動への対処とエネルギー転換の実現」を重視しています。当社は、お客様に対して果たすべき受託者責任に則り、証券やポートフォリオの財務的パフォーマンスに影響を及ぼす可能性のある気候変動のリスクや投資機会を検討します。また、多くのセクターにおいて気候変動リスクは財務的に重要と考えているため、受託資産を毀損させる可能性がある他のESGファクターや財務関連のファクターと同様に、気候変動関連のリスクファクターを考慮します。さらには、こうした考慮にとどまらず、ネットゼロや気候変動に関連するサステナビリティの成果を追求するお客様も存在します。このようなお客様に対しては、パートナーとして、ネットゼロ目標の設定と達成の支援が可能です。これには、低炭素ポートフォリオの構築に加え、資産クラス全体における脱炭素化やネットゼロに向けた中間目標の設定なども含まれます。

カーボン・フットプリントや排出原単位といった過去のデータも重要ですが、より堅牢な気候変動リスクの定量化にはそうした指標に加えて、将来を見据えたリアルタイムの洞察や知見が必要であると考えています。こうした背景から、当社は多様な資産クラスのニーズに対応するため、気候変動がもたらすリスクと投資機会を評価する独自のツールを開発しています。

投資対象除外ポリシー

当社は、企業や発行体が自らの期待および当社の期待に応じて説明責任を果たすためのエンゲージメントが極めて重要であると考えています。

財務的に重要なESGファクターへの対応において投資先企業と協働する場合、お客様のための長期的リターンの創出を促進するために、建設的な対話を通じて企業の行動にプラスの影響をもたらすことができると考えています。当社の投資プロフェッショナルの判断力と信頼は、投資先企業の経営陣や取締役との建設的かつ長期的な対話の促進に寄与すると確信しています。また、上級職の意思決定者との対話において継続的に話題提起がある場合に、有意義な変化が生まれると基本的に信じています。

特定の戦略において、正式な投資対象除外ポリシーの適用は、規制による要請、お客様からの指示、投資戦略が目指すサステナビリティ成果の達成において適切である場合のいずれかであると考えています。全てのサステナブル投資戦略またはインパクト投資戦略は、債券や株式への投資において、当社の「サステナブル投資における投資対象除外ポリシー」で規定された最低限の除外項目に準拠して運用されています。

加えて、当社が運用する登録ファンドは、「ニューバーガー・バーマン燃料炭への関与ポリシー」に準拠しています。このポリシーは、収益の25%以上を燃料炭の採掘から得ている企業や石炭火力発電所を新規で建設する企業への直接投資を対象とし、そうした企業が発行する証券への新規投資前には、当社のESGチャレンジ委員会による正式な審査と承認を受けることが義務付けられています。

登録ファンドには、合同運用する米国の投資信託、上場投資信託、クローズド・エンド型投資信託、海外のQIAIFおよびUCITSが含まれます。全てのQIAIFとUCITSには特定の除外ポリシーを定めている「ニューバーガー・バーマン非人道的兵器投資対象除外ポリシー」が適用されています。サブ・アドバイズド・ファンドには、「ニューバーガー・バーマン燃料炭への関与ポリシー」は適用されません。

SFDRなどの規制下で必要な場合、あるいはお客様からの指示がある場合、「ニューバーガー・バーマン・グローバル・スタンダード・ポリシー」を設定し、国連グローバル・コンパクト原則、OECDガイドライン、ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)、国際労働機関が採択する条約に違反した投資対象を除外しています。

「ニューバーガー・バーマン・プライベート・マーケット投資対象除外ポリシー」は、プライマリー投資、共同投資、セカンダリー戦略、プライベート・デット戦略における特定のマンドートやファンドに適用されます。当ポリシーは特定のお客様や合同口で運用される新規の投資機会に適用され、国連グローバル・コンパクト原則をはじめとする国際基準におおむね準拠し、制裁、非人道的兵器、燃料炭などに関連するトピックに対処しています。

追加的な投資回避やESGに関連する他の配慮の余地は、運用チーム、マンドート、第三者機関が定めるESG認証の要件や規制によって決定されます。当社のセパレート・アカウントでは、お客様の価値観や志向に基づいてカスタマイズすることが可能です。

各除外事項の詳細については、関連する投資戦略の書面をご参照ください。

6

当社の業界別「マテリアリティ・マトリックス」は、複数の資産クラス、70以上の業界、11のセクター、財務的に重要と考えられる33のESGファクターをカバーしています。このマトリックスは、一貫性を有しかつ比較可能な方法で投資分析とエンゲージメントを支援し、各セクターの専門家が提供するリアルタイムの洞察を採り入れ、当社が将来を見据えた業界ごとの投資の見解を構築するのに役立ちます。また、全ての投資チームが投資分析の深化において利用し、プライベート・マーケットを含む資産クラスで活用することが可能です。

当社独自のESG格付けは、4,000以上の株式と2,700以上のクレジット発行体(ソブリンも含む)をカバーしており、その中にはアナリストの豊富な業界経験を取り入れ、測定が困難な定性的要素が含まれているものもあります。市場や発行体によってはESG関連データの開示が限定的であるため、アナリスト自身による定性的な判断が含まれる格付けもあります。ポートフォリオ・マネージャーは「NB ESG Quotients」に基づいて社内的な格付を調整するなど、投資におけるESG組み入れの一環として活用されることもあります。

ニューバーガー・バーマン独自のESG評価システムによる格付け事例：ソフトウェア

		企業①	企業②	企業③	企業④
		環境・社会			
		E + S レーティング合計			
炭素集約度と排出量削減に向けた戦略を分析	-----▶	GHG排出削減			
		エネルギー管理			
データ・プライバシーとセキュリティ保護の実践に関する第三者機関の評価を活用	-----▶	情報およびプライバシーの保護			
		人的資本の開発			
従業員満足度を同業他社間で比較	-----▶	従業員満足度			
	-----▶	職場における多様性			
エクイティ、インクルージョン、ダイバーシティに関する独自のデータサイエンス分析	-----▶	企業倫理			

		ガバナンス			
G レーティング合計		1	2	3	4
取締役会の能力を考慮しつつ、報酬体系のレビューを含めたに定性的評価を実施	リスク管理体制				
	取締役のエクイティ・ポリシー				
	報酬体系				
	取締役会のジェンダー多様性				

出所: ニューバーガー・バーマン

環境、社会、ガバナンス(ESG)ポリシー 11

7 | エンゲージメントとアクティブ・オーナーシップ

当社は、企業経営陣に対するエンゲージメントは、長期的視点からアクティブ運用を行う投資家として必要不可欠なものであり、財務的に重要なトピックについてエンゲージメントを行うことは、企業価値を向上させ、リスクを低減することに寄与する可能性があると考えています。また、エンゲージメントは上場株式だけでなく、債券、プライベート・エクイティといった他の資産クラスにおいても重要であるとの信念を有しています。企業経営陣との継続的な対話の一環として、財務的に重要なトピックに関するエンゲージメントを行うことは各運用チームの責務であると考えており、当社のESG投資チームはESGに関する専門知識を提供することで、エンゲージメント活動をサポートしています。

当社は、スチュワードシップへの取り組みとして、企業経営陣との面談、書面によるコミュニケーション、議決権行使の事前開示、業界団体との協働など、様々な形でエンゲージメントを実施していますが、これらに限定されるものではありません。エンゲージメントの手法とその頻度は、企業とのエンゲージメントの進捗状況、トピック、資産クラスなど、様々な要因を踏まえて決定されます。当社では資産クラスごとにESG投資哲学が存在することから、エンゲージメント手法も資産クラスによって異なり、対象企業との関係、実施可能なエンゲージメントの形態、エンゲージメントの目的、その他資産クラス固有の検討事項などを適切に考慮しています。例えば、プライベート・エクイティについては、投資先のデューデリジェンスや選定においてESGに関連するエンゲージメント目的を定め、特に初期段階におけるコミットメントの進捗をモニタリングするよう努めています。さらに広範には、ESGの組み入れに関するベストプラクティスやリソースの活用を推進するため、業界団体、ワーキンググループ、ジェネラル・パートナーとの協働を通じて、当社の知見や情報を発信しています。

当社のガバナンスおよび議決権行使委員会は、株式運用におけるアクティブ・オーナーシップ（積極的な株主行動）を監督し、議決権行使のプロセス、当社の議決権行使ポリシーの手引き、議決権行使ポリシー・ガイドラインに対する責務を担っています。議決権行使は資産運用における不可欠な側面であり、資産運用会社が負う受託者責任やその他の義務と同程度の慎重さと忠誠心をもって行われなければならないと考えています。当社は、コーポレート・ガバナンス、環境、社会に関する問題が企業に与える潜在的な財務的影響に注目し、当社の議決権行使における立場を示す独自の「議決権行使ガイドライン」を策定するとともに、議決権行使における透明性の重要性を認識し、登録合同運用ファンドの議決権行使記録を毎月公表しています。さらには、議決権行使の方針を事前開示する取り組みであるNB Votesを通じて、一部の株主総会に先立ち、当社の議決権行使の意図と根拠を公表しています。

当社は、「投資スチュワードシップ・レポート」、NB Votes、定期的な議決権行使、株式と債券におけるエンゲージメント・レポートなど、一般公開したレポートや各種取り組みを通じて、スチュワードシップ活動における透明性を確保しています。「投資スチュワードシップ・レポート」は、多岐にわたる世界中のスチュワードシップ・コードが定める情報開示のベスト・プラクティスに沿って、当社のアクティブ・オーナーとしての投資活動、それを支える哲学とプロセス、それらが生み出す成果について報告しています。

当社の事業におけるスチュワードシップの重要性に鑑み、当社は、スチュワードシップ活動を通じて生じ得る実際または潜在的な利益相反に対処するための方針および手続きを確立しています。当社は、お客様ならびに受益者に従事する受託者としての立場を認識し、常にお客様の最善の利益のために行動するよう努め、お客様の利益を毀損する重大なリスクをもたらす可能性がある実際の課題だけでなく、潜在的な課題を特定するために合理的な措置を講じています。

お客様からの要請に応じて、エンゲージメントを通じて創出されるサステナビリティの成果は、お客様が追求するインパクトの重要な一部となる可能性があります。サステナビリティの成果を主として目標設定を行うエンゲージメント重視の戦略については、その進捗を測定ならびに追跡しています。

詳細は、[スチュワードシップ&エンゲージメント・ポリシー](#)をご覧ください。

SFDR適用対象となる金融商品について、当社はESG課題に関連する財務的に重要なリスクを特定するためにサステナビリティ・リスクも考慮しています。SFDRについて、サステナビリティ・リスクは、その発生が投資価値（つまり、運用戦略の純資産価値とそのリターン）に実際あるいは潜在的に重大なマイナスの影響を与える可能性のある環境、社会、ガバナンスの事象または状況と定義される環境、社会、ガバナンスに関する事象または条件として定義されます。サステナビリティ・リスクの典型例としては、気候変動に起因するリスク（特に物理的リスクおよび移行リスク）、天然資源の枯渇、環境の悪化、人権侵害、贈収賄、汚職、ガバナンスの不備、社会および従業員に関する事項などが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。

8 | 協働

当社はESG投資のさらなる普及促進に向けて、お客様や業界団体と協働しています。

具体例として、国際財務報告基準(IFRS)、気候変動に関する機関投資家グループ(IIGCC)、気候変動に関するアジア投資家グループ(AIGCC)、グローバル・インパクト投資ネットワーク(GIIN)、低炭素経済推進イニシアチブ(TPI)、アジア・コーポレート・ガバナンス協会(ACGA)といった志を同じくする多くの機関の活動に参画しています。

また、責任投資原則(PRI)、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)、英国のスチュワードシップ・コード、インパクト投資の運用原則など、業界の主要なイニシアチブや報告フレームワークにも参画しています。

さらに、政策立案者は、ESG関連の専門用語の明確化によるグリーンウォッシュ撲滅に向けた取り組みとともに、報告および開示基準の確立に貢献しています。こうした重要な取り組みを支援するため、当社は金融規制当局への正式書簡の送付、政策協議への対応、業界団体との協働などを通じて、積極的に関わっており、そのトピックは、ESG関連指標に関する企業報告から、ファンドの命名規則やESG情報開示に至るまで多岐にわたります。こうした当社の政策への関与は、お客様や業界のステークホルダーから寄せられる多数の政策関連の質問や照会に起因しています。これは、資産運用会社が政策提言において建設的な役割を果たすことへの期待が高まっていることを示しています。

当社が参加している業界団体や協働の取り組みの詳細は、[こちら](#)をご覧ください。



サステナブルファイナンス関連情報開示規則

金融サービス分野におけるサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付け欧州議会および理事会規則(EU) 2019/2088(以下「SFDR」)は、(i) EUの金融サービス分野において金融市場参加者が投資家に対して行うサステナビリティ関連開示に関して協調的なアプローチを確立し、(ii) 金融市場参加者がサステナビリティ・リスクを投資判断に組み込む方法や投資プロセスにおけるサステナビリティへの悪影響の考慮について、より高い透明性を実現することを目指しています。

SFDRの目的上、ニューバーガー・パーマン・アセット・マネジメント・リミテッド(以下「NBAMIL」)とニューバーガー・パーマン・ヨーロッパ・リミテッド(以下「NBEL」)は金融市場参加者であり、運用する金融商品をSFDRに準拠して分類し、SFDRの継続的な遵守しています。当社のSFDRの準拠に関する詳細については、<https://www.nb.com/en/gb/financial-professionals?audience=UK-Financial-Professionals>の「サステナビリティ関連開示」の項をご参照ください。



JONATHAN BAILEY

ESG投資およびインパクト投資グローバル責任者

WWW.NB.COM/ESG



PRIの年次評価において、ニューバーガー・バーマンのESGへの取り組みは、報告したすべてのカテゴリーで世界の大手運用会社の中央値を上回っています。



ニューバーガー・バーマンは、気候変動リスク管理における取り組みが評価され、**2020年にPRIリーダーズ・グループ**に選出されています。選出された機関は、PRI署名機関全体のわずか1%未満です。



500億ドル以上の資産運用残高を有する署名機関のスコアに基づきます。

PRIの評価は署名機関が報告した情報に基づいて行われています。2023年の報告では3,123社、2021年の報告では2,791社、2020年の報告では1,545社、2019年の報告では1,247社の資産運用会社が報告を行いました。全署名機関が報告の対象となっており、評価対象となるには質問状への回答を行う必要があります。署名機関から提出された情報は、PRIあるいは委託機関が監査を行うことはありません。署名機関はレポート・フレームワークにある各資産クラス別モジュールに回答する形で責任投資の取り組みについて報告を行います。各モジュールは責任投資に関する複数の質問項目から成ります。署名機関の回答の評価結果はアセスメント・レポートにまとめられます。ニューバーガー・バーマンは、PRIの署名機関になるために会費を支払っており、評価結果は署名機関のみが利用できます。評価は、当社グループのお客様によるご意見を反映したものではなく、特定のお客様の体験に基づいた情報ではありません。また、評価は当社グループの商品あるいはサービスの過去、あるいは将来のパフォーマンスを示唆するものではありません。当社グループは、パフォーマンスを公正に表現するために努めていますが、提示された情報の正確性についてはいかなる表明も保証も行いません。また、当社グループは、アセスメント・レポートに含まれる情報の使用または依存によって生じた損害については、いかなる責任も負いません。PRIの評価に関する全ての情報の出所はPRIであり、当社グループはその情報について、いかなる表明、保証、または意見も行いません。

ご注意および免責事項

- 当資料は、一般的な情報提供を目的として作成されたものであり、特定の運用戦略や個別の有価証券の取得の勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、当社グループの作成した資料をもとに当社が作成した翻訳を含みますが、必ずしも原文である英文資料の内容と一致するものではなく、また、その正確性、完全性及び信頼性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は機密性の高い情報を含むため、取扱いには十分ご注意ください。当資料の全部又は一部の転写・加工・利用を行う場合には、当社グループの書面による同意が必要です。
- 当社グループは、当資料に記載する情報(第三者からの情報を含む)のいずれについてもその公正性、正確性、信頼性、完全性及び妥当性について、明示又は黙示を問わず表明又は保証するものではありません。従って、当社グループは当該情報の開示又は利用に関するいかなる責任や債務も負いません。
- 当資料は、法令、又は、税・会計に関する助言ではありません。法的な検討、信用判断、税・会計に関する検討、取引に伴う経済効果に関する考察その他の判断はすべてご自身の責任で行ってください。
- 当資料は、作成時点において信頼できるとされる情報に基づき作成されていますが、その正確性及び完全性を保証するものではなく、また、当資料の受領者又は最終投資家が当資料に含まれる情報に基づきとったいかなる行動に対しても、当社グループは責任を負いません。当資料に含まれる意見や見通しは作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。当資料中の見通しや意見については、必ずしもニューバーガー・バーマンとしての統一見解ではない場合があることにご注意ください。
- 当資料に記載する過去の事実以外の情報は、作成時点における予想、意見、期待をもとにしています。当該記載事項は既知又は未知のリスク、不確実性その他の要素を含みますので、十分にご注意ください。また、当資料は将来の見通しを含んでいることから、実際の発生事実、結果又はファンドの投資実績が当該見通しに基づくものとは大きく異なることがあります。

手数料等について

当社の投資運用商品等への投資又は当社と投資一任契約の締結を行なう場合には、各商品又は契約毎に以下のような手数料や諸費用がかかります。投資一任契約に基づく運用報酬:投資一任契約に基づく運用報酬として、受託資産の時価総額に対して年率1.4%(コミットメント額に対して0.7%)(税抜き)を上限とする金額が徴収され、これとは別に成功報酬(ない場合もあります)、受託銀行に対する報酬等の費用が徴収されます。

また、当資料でご紹介する戦略は、投資家の利益に資すると当社が判断した場合には、同様の戦略を有するファンドを組み入れることを通じて提供する場合が別々です。その場合、組入れを行うファンドにおいて以下のような報酬等が別途徴収されます。

運用報酬料率:運用報酬料率は、運用戦略、運用資産額、投資スキーム等に基づく商品の内容及び成功報酬の徴収の有無等により、商品毎又は契約毎に異なりますが、一般的な運用報酬料率の上限は、運用資産の時価評価額に対して2.0%となります。ただし、その他の諸条件を踏まえ、個別案件や投資金額毎に異なりますので、詳細を表示することはできません。

成功報酬料率:成功報酬の徴収の有無及びその料率は、運用戦略、運用資産額、投資スキーム等に基づく商品の内容等により、商品毎又は契約毎に異なりますが、一般的な成功報酬料率の上限は運用資産の超過収益に対して20%となります。ただし、その他の諸条件を踏まえ、個別案件毎に異なりますので、詳細を表示することはできません。

その他費用等:商品の種類、スキーム等により各種費用(経費、運営費用、ファイナンス・コスト、組成費用、取引手数料等)が発生しますが、これら諸費用は運用状況及び資産規模等により異なりますので、詳細を表示することはできません。

上記の投資一任契約及び組入れファンドに関して徴収される報酬及び諸費用の合計は、戦略、運用状況及び資産規模等により異なりますので、その総額や上限等について、あらかじめ表示することはできません。

投資リスクについて

投資一任契約に基づき投資を行う投資運用商品には、投資信託、株式、債券、為替、先物、デリバティブ等、各種金融資産が含まれますので、各市場等における相場その他の指標に係る変動等の影響により投資価値が下落し、損失を被ることがあります。また、組入有価証券等の発行会社(ファンドの場合はファンドの関係法人を含みます)やファンドの投資先の倒産や財務状況の悪化により損失を被る場合があります。外貨建資産への投資は、為替変動により損失を被るリスクを伴います。投資運用商品は、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの種類により投資リスクは異なりますが、主なリスクとして、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替リスク、金利リスク、デリバティブ・リスクなどがあります。また、受託資産の運用に関してデリバティブ取引等を利用する場合は、受託資産から委託証拠金その他の保証金(以下総称して「証拠金」と言います)を預託する場合がありますが、当該取引等にかかる想定元本の額が証拠金の額を上回る可能性があるとともに、当該取引の対象となる有価証券の価格、利率又は参照

する指標等の変動による損失の額が証拠金の額を上回ることにより、証拠金を上回る損失が生じ結果として元本を上回る損失を蒙る可能性があります。なお、デリバティブ取引等の証拠金に対する比率は、取引毎の具体的な条件に応じて決定されるため、予め算出することはできません。

ご紹介する戦略においては、一般的にみて投機性の高い投資を行うことが予定されています。これに伴う投資リスクを網羅するものではありませんが、例として以下のような投資リスクを伴うことが考えられます。

債券、バンクローン、モーゲージ証券、メザニン債等への投資について:これらの商品の価値は金利、市場環境、信用状況その他の要因により変動します。償還前に債券を売却した場合、売却による利益又は損失が発生する場合があります。また利子についても何らかの課税の対象となる場合があります。ハイ・イールド債券、バンクローン(優先担保及び劣後担保のものを含む)、非政府系モーゲージ証券、メザニン債、スペシャルティ・ファイナンス(主に米国を中心とした個人向け、小規模ビジネス向け、不動産向けの少額ローン債権等を想定)等に対する投資は一般的に投機的な投資であり、投資適格値に対する投資と比較してより大きなデフォルトリスクを伴います。こうした商品の市場価格は、金利、市場環境、信用状況、政治、通貨の切り下げその他の要因により変動する場合があります。投資適格値と比較してより変動幅が大きくなります。従って、これらの商品に対する投資はすべての投資家に適合するものではなく、投資に当たっては潜在的なリスク及びリターンの特徴を十分ご理解のうえご検討ください。

株式への投資について:大型株への投資の場合であっても、株式投資に関するあらゆるリスクを伴います。かかるリスクには、全般的な市場或いは経済状況により株式価値が毀損されるリスクを含みます。中・小型株式への投資の場合は、財務及びその他のリスクに関し、大型株と比較してより影響を受けやすい傾向にあり、また、取引量が大型株と比較して限定的であること等から、市場価格の変動はより大きくなる傾向があります。

外国有価証券及び外貨建て有価証券への投資について:これらの商品に対する投資については、為替の変動や政治経済の情勢といったリスクを伴い、投資資産の価値及び配当が影響を受けることがあり、投資元本を割り込む可能性もあります。また、新興国への投資については、先進国への投資に比べて市場規模や流動性等の観点から価格変動が大きくなる傾向があるなど、より大きな損失を被る場合があります。加えて、新興国における経済は一般的に規制が十分でなく、貿易障壁、為替管理、保護主義的政策及び政治的・社会的不安定性により悪影響を受ける可能性があります。流動性が低い場合や信頼できる情報が利用できない場合には変動性が高くなるリスクがあります。なお、為替ヘッジを行う場合でも、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行なう場合、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合など、ヘッジコストが発生することがあります。為替および金利の動向によっては、ヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

ヘッジファンドやプライベート・エクイティ・ファンド等のオルタナティブ投資について:ヘッジファンドやプライベート・エクイティ・ファンド等のオルタナティブ投資は投機的な投資であり、高いリスクを伴います。ファンドは、ファンド・レベル又はレバレッジの高いキャピタル・ストラクチャー商品への投資を通じて、レバレッジをかけることがあります(レバレッジは高い金利リスクを伴い、金利上昇や景気後退、原資産の減少といった要因に対し、投資資産のエクスポージャーが増加することがあります)。これらのリスク要因の影響を受けて、ファンドの運用実績は大きく変動することがあり、結果的に投資元本の全部又は大部分を失うことがあります。

プライベート・エクイティ・ファンドの組入れを行う場合について:プライベート・エクイティ・ファンドの場合、一旦ファンドへの出資を行うと中途解約は原則として認められず、またファンドの持分には通常譲渡制限が付されているため流通市場はなく、今後も整備される見込みはありません。従って、中途換金は非常に困難であり、流動性は殆ど存在しません。また、ファンドで徴収される報酬及び費用の発生により、費用控除後の実現利回りが大きく低下することがあります。さらに、これらの報酬及び費用の発生によって、投資家に返還される金額が拠出総額を下回る可能性があります。なお、当資料でご紹介する戦略をファンドの組入れを通じて提供する場合、当該ファンドに係る条件等の詳細については今後関係者の承認を経て正式決定される場合があります。その場合記載された内容が予告なく変更され、またかかる状況において新たなリスクが発生することもあります。

保険戦略の組入れを行う場合について:ファンドの中途換金については制限が設けられています。自然災害の発生は予測困難であることから、ファンドは、同時期に多額の損失を被る可能性があります。また、保険に関連する規制やその他の法律、規制、税制等の変更、ファンドが負担するNB Re等に対する補償義務等によっても、ファンドのパフォーマンスは影響を受けます。ファンドは、その資産の全て又は殆どを関係会社であるNB Reに投資します。ポートフォリオの構築は、NB Reにより行われますが、市況動向等により、資料に記載されている内容とは異なる運用を行う場合があります。かかる状況において新たなリスクが発生することもあります。

ニューバーガー・バーマン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2094号
加入協会
一般社団法人 日本投資顧問業協会
一般社団法人 投資信託協会
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

当社ウェブサイト



ニューバーガー・バーマン拠点一覧

グローバル本部	地域統括拠点		ポートフォリオ運用拠点	
ニューヨーク +1 800 223 6448	香港 +852 3664 8800		アトランタ	パリ
	ロンドン +44 20 3214 9000		バミューダ	フィラデルフィア
	上海 +86 21 5203 7700		ボストン	サンフランシスコ
	東京 +81 3 5218 1930		ブエノスアイレス	レッドウッド
拠点			シカゴ	上海
			ダラス	シンガポール
			香港	ハーグ
			ロンドン	台北
			ロサンゼルス	東京
			ミラノ	トロント
			ニューヨーク	
米州	欧州・中東	アジア太平洋		
アトランタ	ドバイ	香港		
バミューダ	ダブリン	メルボルン		
ボゴタ	フランクフルト	ムンバイ		
ボストン	ロンドン	ソウル		
ブエノスアイレス	ルクセンブルク	上海		
シカゴ	マドリード	シンガポール		
ダラス	ミラノ	シドニー		
ロサンゼルス	パリ	台北		
モリスタウン	ローマ	東京		
ニューヨーク	ストックホルム			
フィラデルフィア	テルアビブ			
レッドウッド	ハーグ			
サンフランシスコ	チューリッヒ			
サンパウロ				
タンパ				
トロント				
ウェストパームビーチ				
ウィルミントン				

NEUBERGER	BERMAN
-----------	--------

Neuberger Berman
1290 Avenue of the Americas
New York, NY 10104-0001